

J R 千歳駅東口広場における賑わい創出等に係る社会実証実験  
事業者募集等要領

J R 千歳駅東口広場における賑わいの創出や中心市街地の活性化を目的とするキッチンカーの出店販売について、社会実証実験を通して運用面の課題や有効性などを確認するものであり、出店希望者を募集や利用方法について、次のとおり定める。

- 1 実証期間 令和5年7月14日（金）～ 8月18日（月）  
※毎週火曜日は除く
- 2 場 所 千歳駅東口広場（別紙、位置図のとおり）
- 3 許可台数 上記範囲内において車輛規格に応じて、1日最大3両まで
- 4 営業可能時間 10：30 ～ 19：45  
※営業可能時間内での入退場は、任意に設定可能とする。

5 申込資格・制限

(1) 申込資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限りお申し込みいただけます。

- ① 開催目的や広場の趣旨に賛同し同意できる者
- ② キッチンカーを保有・リースしている者、又は、その計画がある者
- ③ 千歳市内で営業を許可されている公的機関が発行する営業許可証を有すること（営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業又は喫茶店営業であること）
- ④ 出店期間において営業許可証の期限が有効であること
- ⑤ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者
- ⑥ 食品賠償保険等に加入している者
- ⑦ 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理）ができること

(2) 申込制限

次のいずれかに該当する法人又は個人は、利用申込をすることができません。

- ① 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- ② 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそこに属する者
- ③ 法律行為を行う能力を有しない者
- ④ 会社更生法に基づき更生手続きを開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑤ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者

## 6 利用条件

### (1) 設備関係について

電気及び給排水設備はありませんので各自で用意してください。また、広場内は禁煙とし、周辺環境に配慮し、以下の項目にご協力ください。

- ① 出店にあたっては、キッチンカーは清潔感を保つものとしてください。
- ② 近隣の宿泊施設・オフィス・店舗等への迷惑とならないよう、又は運転者の注意を引くことがないように、点滅看板の設置や過度な装飾、大声・マイクを使用した呼び込み、大音量での音響装置の使用はご遠慮ください。
- ③ 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置してください。

### (2) ごみの処理、清掃等について

広場内にはゴミ箱を設置しておりませんので、ゴミ箱を用意していただき、空き容器等は営業者自身で回収してください。また、利用スペースは常に清潔に保っていただき、営業終了後は、東口広場の清掃に協力をいただくとともに、廃棄物処理は、営業者の責任と負担で実施していただきます。

### (3) 実績報告について

今後の参考とするため、営業時間と販売実績をご報告してください。

### (4) アンケートについて

お客様アンケートの配布、回収、及び、事業者アンケートにご協力をお願いします。

### (5) 利用の取消について

公序良俗に反する行為が行われた場合、その他利用が不相当と判断した場合は、利用を取り消すことができるものとします。

### (6) その他

- ① 利用に関する権利を他者へ譲渡することはできません。
- ② 利用審査に当たって、競合排除はいたしません。
- ③ 利用に当たって広場内の施設等に損傷を及ぼした場合は原形復旧をお願いします。
- ④ 暴力団関係者排除のため、選考にあたっては警察へ情報を提供し確認させていただく場合があります。確認後、利用に相応しくないと判断した場合はご利用いただけません。
- ⑤ 提供物において、万が一健康被害などのトラブルが発生した場合のすべての対応は、営業者自身で行うものとします。持ち帰りや召し上がり方法等の注意喚起を行ってください。
- ⑥ その他、出店によって起きた一切のトラブルについて市は責任を負いません。

## 7 応募方法と抽選ルール

### (1) 応募期間

1次募集：6月5日（月）～7月5日（水）

2次募集：1次募集終了後に空きがある場合に行います。

※2次募集の案内については、1次募集終了後にさせていただきます。

### (2) 応募方法

・所定の申込様式を持参又はメールで申し込んでください。

【申込書提出先】企画部交通政策課交通政策係 E-Mail：[koutsuuseisaku@city.chitose.lg.jp](mailto:koutsuuseisaku@city.chitose.lg.jp)

電話：0123-24-0897 Fax：0123-22-8854

・昨年、千歳駅前東口広場での出店実績のある方、千歳市グリーンベルト「つどいの広場」にて申込実績のある事業者で、産業振興部商業労働課で管理している出店情報記録の閲覧にご承諾いただける場合は、簡易な記入で申し込むことができます。

・また、申込書のほか、誓約書、出店可能日調査票を提出してください。

### (3) 抽選ルール

・事業者から提出いただいた出店可能日調査票に基づき、事務局で出店スケジュールを作成し、お知らせすることとします。

・その際、利用者ニーズを優先してスケジュール調整をさせていただき、事をご了承ください。

・各事業者の出店機会をより多くするため、一次募集の段階では、同一事業者の割り当ては、週1回に制限させていただき、実証期間内、最大5日とします。また、公平性の観点から同一曜日とならないよう調整をさせていただきます。

### (4) 決定通知と追加予約

・一次応募の出店許可通知は、7月10日（月）までにメール又はお電話でお知らせいたしますので、出店日前までに必要書類を提出してください。

・また、全体の出店スケジュールについてもお知らせいたします。出店スケジュールに空白が生じている場合は、7月11日（火）9：00から先着順で追加予約を受け付けますので、出店希望日の5日前まで連絡ください。

## 8 当日の営業利用ルール

### (1) 車輛乗り入れ前

・営業日ごとに「まちライブラリー」から車両進入許可証を受け取ってください。

### (2) 車輛乗り入れ時

・営業車輛を指定場所に乗り入れる際は、セーフティーコーン等で歩行者への安全確保を行い、市が指定する場所に車両を配置してください。

・営業開始前に、営業エリアをセーフティーコーン等で明示し、営業許可証及び車輛進入許可証を店舗前の見やすい位置に掲示してください。

### (3) 営業開始後

・利用者のアンケート調査について、QRコードでの回答又はアンケート用紙を「まちライブラリー」に設置する回収ボックスへ投函するようお願いしてください。

### (4) 営業終了後

・「まちライブラリー」に車輛進入許可証の返却してください。

・東口広場のごみの回収及び持ち帰りにご協力をお願いします。

- ・最終営業日以降、年内に、営業日ごとの営業時間、営業品目ごとの売り上げ数を市に報告をお願いします。
- ・事業者向けのアンケートの回答をお願いします。